

火力発電に係る判断基準ワーキンググループの設置について

平成27年7月
資源エネルギー庁

1. 背景

エネルギーミックスの実現に向けては、LNG火力発電及び石炭火力発電の高効率化を図ることが重要である。このため、LNG火力発電については設備全体としてコンバインドサイクル相当、石炭火力発電については同じく超々臨界圧相当の発電効率を目指すとともに、効率の悪い小規模石炭火力発電等を抑制し、また、事業者単位の取組の評価によって老朽化した火力発電の新陳代謝を図る観点から、省エネ法判断基準の見直しにより火力発電の高効率化を促進する。

このため、総合資源エネルギー調査会省エネルギー小委員会の下に、火力発電に係る判断基準ワーキンググループを設置して検討を進め、早期に所要の措置を講ずることとする。

2. 審議事項(案)概要

発電事業は大量のエネルギーを使用するため、従来から、発電専用設備の新設に当たっては一定の発電効率を求めてきたところ。

その中でも、売電を主として多くのエネルギーを使用する一般・卸電気事業については、発電専用設備の新設に当たってさらに高い水準の効率を求め、加えて、事業者全体での発電効率を評価するためにベンチマーク制度の対象としてきたところ。

今後は、電事法改正によって一般・卸電気事業の区別がなくなることに加え、今般の小売自由化に伴って、売電を主として、自家消費向けよりも大規模な発電事業に新規参入する事業者が多く見込まれることから、発電専用設備及び発電を行う事業者に関する省エネ法の判断基準の見直しについて、審議する必要がある。